

上下水道事業経営審議会

【下水道編】（第2回）

令和7年7月7日

尾張旭市上下水道部経営政策課

1 使用料改定案について

(1) 使用料改定の必要性の振り返り



経営の見通し（現行使用料）

※別紙 1 参照（令和 6 年度決算確定後の数値に修正）

市街化区域の整備 西部3系増設 市街化調整区域の整備											
項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収益的収入	1,843,367	1,949,869	1,973,223	1,943,271	1,949,994	1,958,536	1,951,489	1,975,081	1,995,517	2,033,229	2,070,967
使用料収入	763,882	770,932	784,239	802,840	803,667	816,345	818,472	821,270	830,339	828,591	827,682
収益的支出	1,867,369	1,951,219	1,965,289	2,000,675	2,014,419	2,025,990	2,029,814	2,065,726	2,108,658	2,150,832	2,187,847
純損益	-24,002	-1,350	7,934	-57,404	-64,425	-67,453	-78,325	-90,645	-113,142	-117,603	-116,880
累積損益	14,721	13,371	21,305	-36,099	-100,524	-167,977	-246,302	-336,946	-450,088	-567,691	-684,571
資本的収入	1,235,466	1,518,932	764,611	904,635	779,641	669,988	1,179,184	1,536,454	1,350,760	929,667	318,874
企業債	727,400	951,600	392,600	467,400	439,700	354,100	592,600	765,000	650,000	507,700	185,800
資本的支出	1,665,783	1,965,643	1,287,424	1,414,470	1,226,222	1,074,543	1,587,666	1,983,010	1,761,378	1,323,797	726,464
建設改良費	1,049,873	1,359,764	725,205	881,440	698,000	577,000	1,107,000	1,495,000	1,310,000	895,000	280,000
期末資金残高	667,980	989,444	615,778	417,268	559,368	563,615	555,126	512,574	502,049	520,065	541,276
企業債残高	9,134,406	9,481,747	9,312,128	9,246,498	9,157,976	9,014,533	9,126,467	9,403,457	9,602,979	9,681,882	9,421,218
経費回収率	83.0%	82.9%	83.6%	83.6%	83.6%	83.6%	83.6%	83.6%	83.6%	83.6%	83.6%

- ・設備投資を行うための建設改良費は、管渠の新設整備と浄化センターの増設を見込んでいる。**今の時点では管渠の更新は見込んでいない。**
- ・純損益は損失が増え続け、**将来の投資（管渠の整備・更新）に備え補填財源を確保するための利益計上が見込めない。**

(1) 使用料改定の必要性の振り返り



経営の見通しは、

- ・ **使用料の大幅な増収が見込めない。**（経費回収率は83%で横ばい）
- ・ 物価上昇などの昨今の経済情勢により、**維持管理経費が増加していく。**
- ・ 管渠や施設の老朽化により、**多額の更新費用が必要となっていく。**
- ・ 令和4年度から**純損失（赤字）**が続いていて、今後も回復の見込みがない。

そもそも



見通しはかなり厳しい

下水道事業は、地方公営企業法に基づき、自立性を持って事業を継続していく
独立採算制の原則が適用されるため、**使用者の適正な負担により運営をしていく
べきであり、一般会計からの繰入金に依存しない事業運営を目指す必要がある。**



早急に使用料改定の実施が必要



改定時期
令和8年度

(2) 使用料改定の目標と方向性



将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、「安定した健全経営」と「財源の確保」が必要となることから、使用料の改定にあたっては、

① 経費回収率100%以上の実現

下水道使用料で回収すべき経費を全て賄えている

② 基準外繰入金(3条)の解消

一般会計からの繰入金に頼らず自立的な経営ができている

③ 黒字経営

健全経営ができている

の3つの目標を目指す。

(3) 下水道使用料の算定フロー



使用料算定期間の設定

下水道使用料の算定のために
使用料対象経費を算定する期間を設定



使用料対象経費の算定

使用料算定期間中の下水道管理運営費
を算定した上で、使用料の対象となら
ない経費等を控除し、使用料対象経費
を算定



使用料体系の設定

使用料対象経費を分解・配賦し、
基本使用料及び従量使用料単価を設定

(4) 使用料算定期間の設定



【下水道協会マニュアルの記載】

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。

これらのことから、
使用料算定期間は、一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。

出典：下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版、公益社団法人日本下水道協会）P10～P11



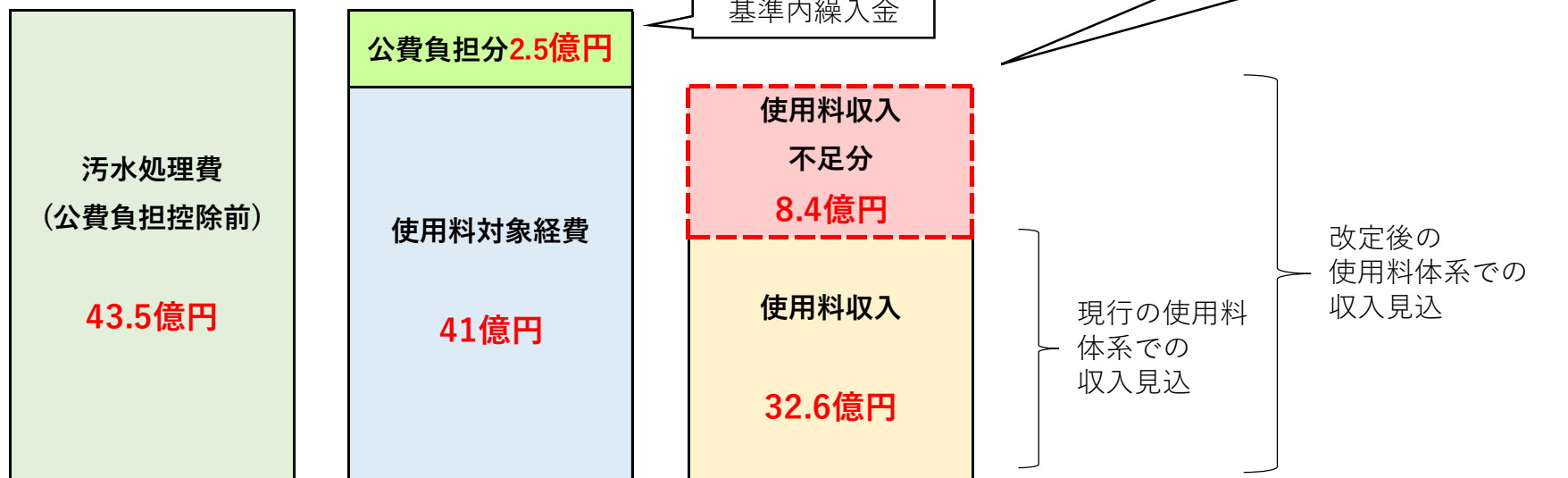
R8年度～R11年度の4年間と設定

(5) 使用料対象経費の算定



3つの目標（5ページ）を達成にするためには

使用料算定期間（令和8～11年度）における費用と収入の見込み



$$8.4\text{億円} \div 32.6\text{億円} \div 25.7\%$$

の改定率での使用料改定が必要

(5) 使用料対象経費の算定



令和8年度に25.7%の改定率で使用料改定を実施した場合

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
経費回収率	82.9%	83.6%	83.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
改定後 3条純損益	-1,350	7,934	-57,404	17,688	19,371	18,454	18,335	16,977	14,614	13,616
改定後 累積損益	13,371	21,035	-36,099	-18,411	960	19,414	37,749	54,726	69,340	82,956

損益はプラスとなり、累積損失は令和9年度でプラスに転じる見込み

① 経費回収率100%以上の実現

② 基準外繰入金(3条)の解消

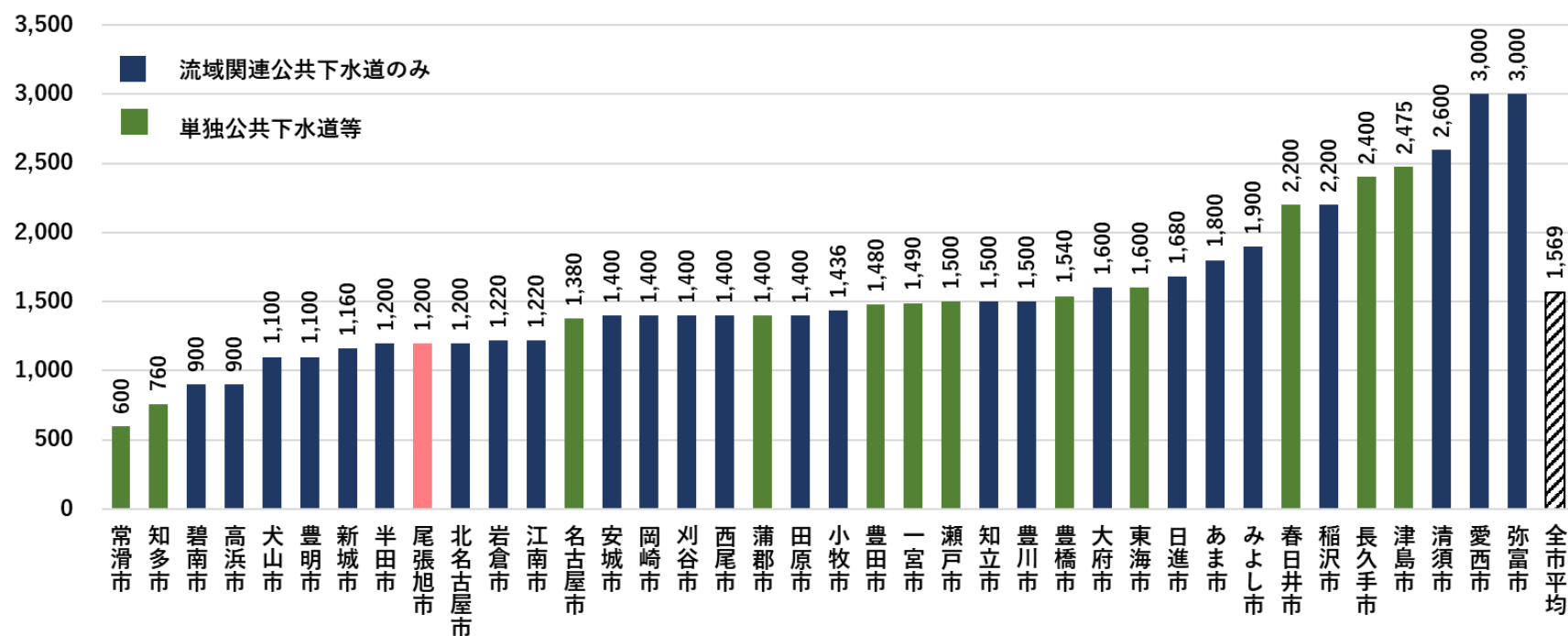
③ 黒字経営

の3つの目標を達成することができる

(6) 現行使用料体系の分析



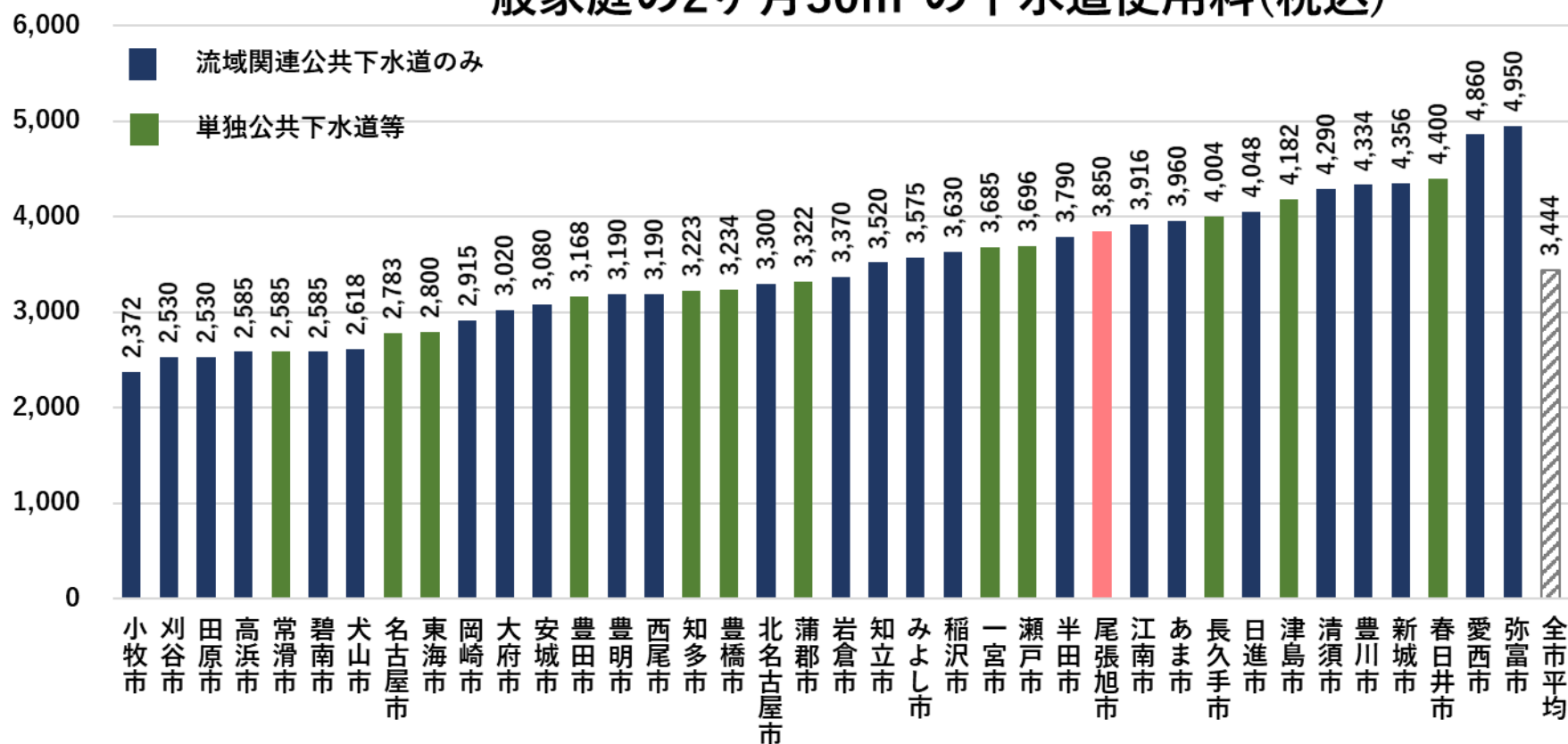
基本使用料（2ヶ月,税抜）の愛知県全市との比較



(6) 現行使用料体系の分析



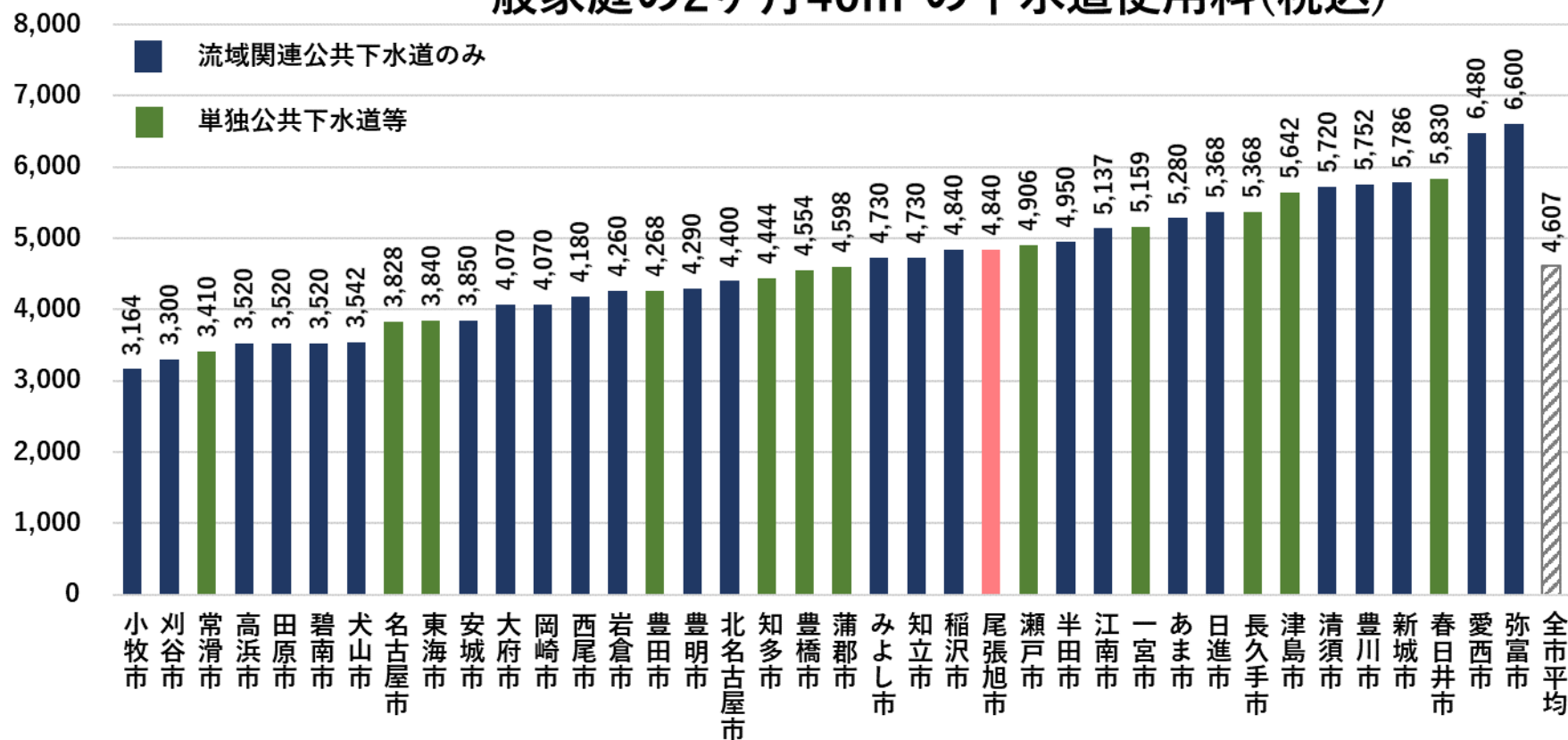
一般家庭の2ヶ月30m³の下水道使用料(税込)



(6) 現行使用料体系の分析



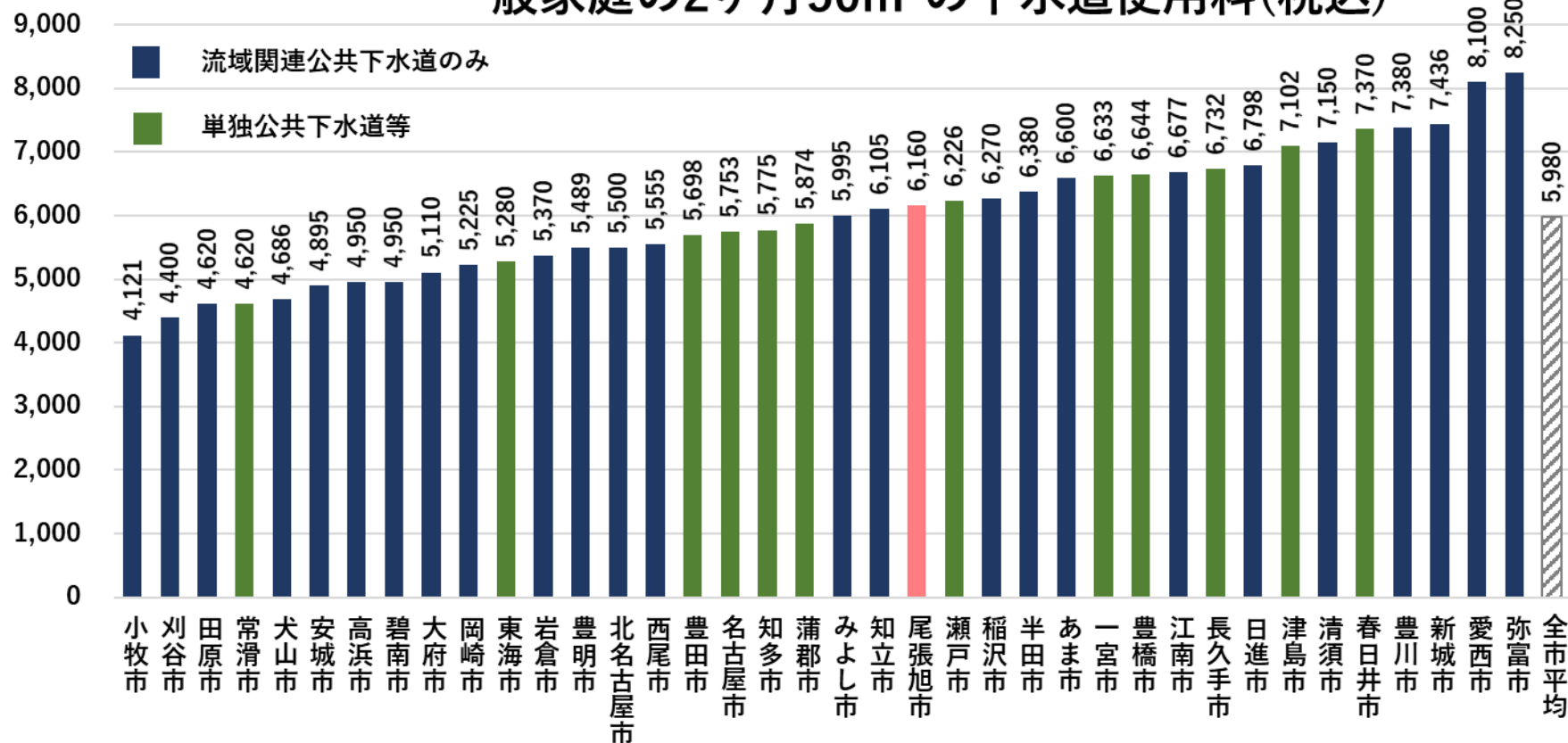
一般家庭の2ヶ月40m³の下水道使用料(税込)



(6) 現行使用料体系の分析



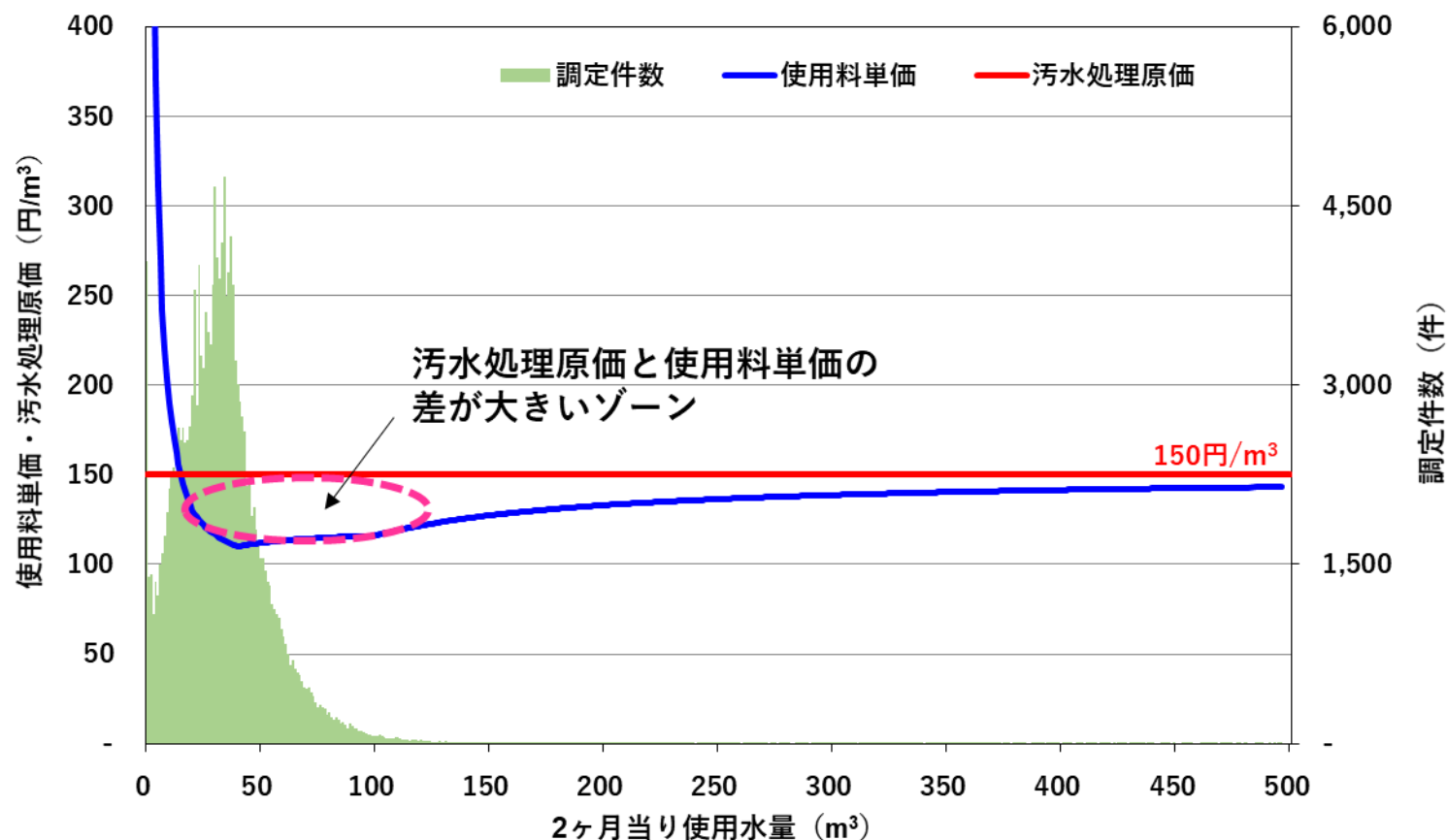
一般家庭の2ヶ月50m³の下水道使用料(税込)



(6) 現行使用料体系の分析



水量区分別の使用料単価と汚水処理原価の比較（R 4 年度実績）



(7) 使用料体系の設定（設定方針）



①基本使用料の設定

現状

- ◆ 本市では、固定費に対する基本使用料の配賦割合は2割程度となっている。

設定方針

- ◆ 「下水道経営のあり方検討会」では、以下の提言がされている。
 - ①費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占める中、収入に占める基本使用料収入の割合は3割に過ぎず、費用構造に比して非常に不安定な料金体系となっている。
 - ②今後の人口減少等による使用水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持していくためには、基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。



基本使用料の固定費に対する配賦割合を3割以上とする。

(7) 使用料体系の設定（設定方針）



②従量使用料の水量区分の設定

現状

- ◆ 「下水道使用料算定の基本的考え方」では、一般的な水量区分を概ね3～9段階とし、排水需要実態等を勘案して合理的な範囲で設定することとされている。
- ◆ 本市の現在の水量区分は4段階となっている。

設定方針

- ◆ 今回の使用料改定率は小さくなく、併せて水量区分も変更すると、一部の使用者へさらなる負担を強いることになる。



今回も現行と同じく、水量区分は4段階とする。

(8) 基本使用料の設定



項目	使用料対象経費 (千円)	割合	備考
需要家費	179,421	4.4%	調定件数 716,455件
固定費	3,237,720	79.0%	
変動費	680,370	16.6%	
合計	4,097,511	100.0%	

需要家費

使用者の存在自体により必要とされる固定的経費

- ・量水器
- ・検針徴収関係等

固定費

維持管理に伴う固定的経費

- ・維持管理費
- ・減価償却費等

変動費

実使用に伴う経費

- ・動力費
- ・薬品費等

基本使用料 = 固定費の30% / 調定件数 + 1件当たり需要家費

= 971,316千円 / 716,455件 + 179,421千円 / 716,455件

= 1,356円 + 250円

= 1,606円 ⇒ 100円単位で丸め 1,600円 とする

【現状】 1,200円 ⇒ 【改定後】 1,600円 (+400円)

(9) 従量使用料単価の設定



従量使用料を2つのパターンで検討

パターン1：現行単価をベースとして一律の改定率で設定

全ての使用者に対し、負担の増加を均等に求める考え方

パターン2：現行単価をベースとして一律の改定額で設定

汚水処理原価と使用料単価の差が大きいゾーンの使用者
に対し、負担の増加を多く求める考え方

(9) 従量使用料単価の設定



パターン1

1期（2ヶ月分）、税抜

水量区分		現行 ①	改定後 ②	差額 ②-①	改定率 ②/①-1
基本使用料（円）		1,200円	1,600円	+400円	+33%
従量 使用料 単価 （円/㎥）	1～20㎥	70円	85円	+15円	+21%
	21～40㎥	90円	110円	+20円	+22%
	41～100㎥	120円	145円	+25円	+21%
	101㎥～	150円	185円	+35円	+23%

(9) 従量使用料単価の設定



パターン2

1期（2ヶ月分）、税抜

水量区分		現行 ①	改定後 ②	差額 ②-①	改定率 ②/①-1
基本使用料（円）		1,200円	1,600円	+400円	+33%
従量 使用料 単価 （円/㎥）	1～20㎥	70円	90円	+20円	+29%
	21～40㎥	90円	110円	+20円	+22%
	41～100㎥	120円	140円	+20円	+17%
	101㎥～	150円	170円	+20円	+13%

(10) 下水道使用料の比較



パターン1

1期（2ヶ月分）、税込

水量	現行 ①	改定後 ②	差額 ②-①	増加率 ②/①-1
0m ³	1,320円	1,760円	+440円	+33%
10m ³	2,090円	2,695円	+605円	+29%
20m ³	2,860円	3,630円	+770円	+27%
30m ³	3,850円	4,840円	+990円	+26%
40m ³	4,840円	6,050円	+1,210円	+25%
50m ³	6,160円	7,645円	+1,485円	+24%
60m ³	7,480円	9,240円	+1,760円	+24%
100m ³	12,760円	15,620円	+2,860円	+22%
200m ³	29,260円	35,970円	+6,710円	+23%



各水量の増加率に差が小さく、全ての使用者に対し負担の増加が均等になる

(10) 下水道使用料の比較



パターン2

1期（2ヶ月分）、税込

水量	現行 ①	改定後 ②	差額 ②-①	増加率 ②/①-1
0m ³	1,320円	1,760円	+440円	+33%
10m ³	2,090円	2,750円	+660円	+32%
20m ³	2,860円	3,740円	+880円	+31%
30m ³	3,850円	4,950円	+1,100円	+29%
40m ³	4,840円	6,160円	+1,320円	+27%
50m ³	6,160円	7,700円	+1,540円	+25%
60m ³	7,480円	9,240円	+1,760円	+24%
100m ³	12,760円	15,400円	+2,640円	+21%
200m ³	29,260円	34,100円	+4,840円	+17%

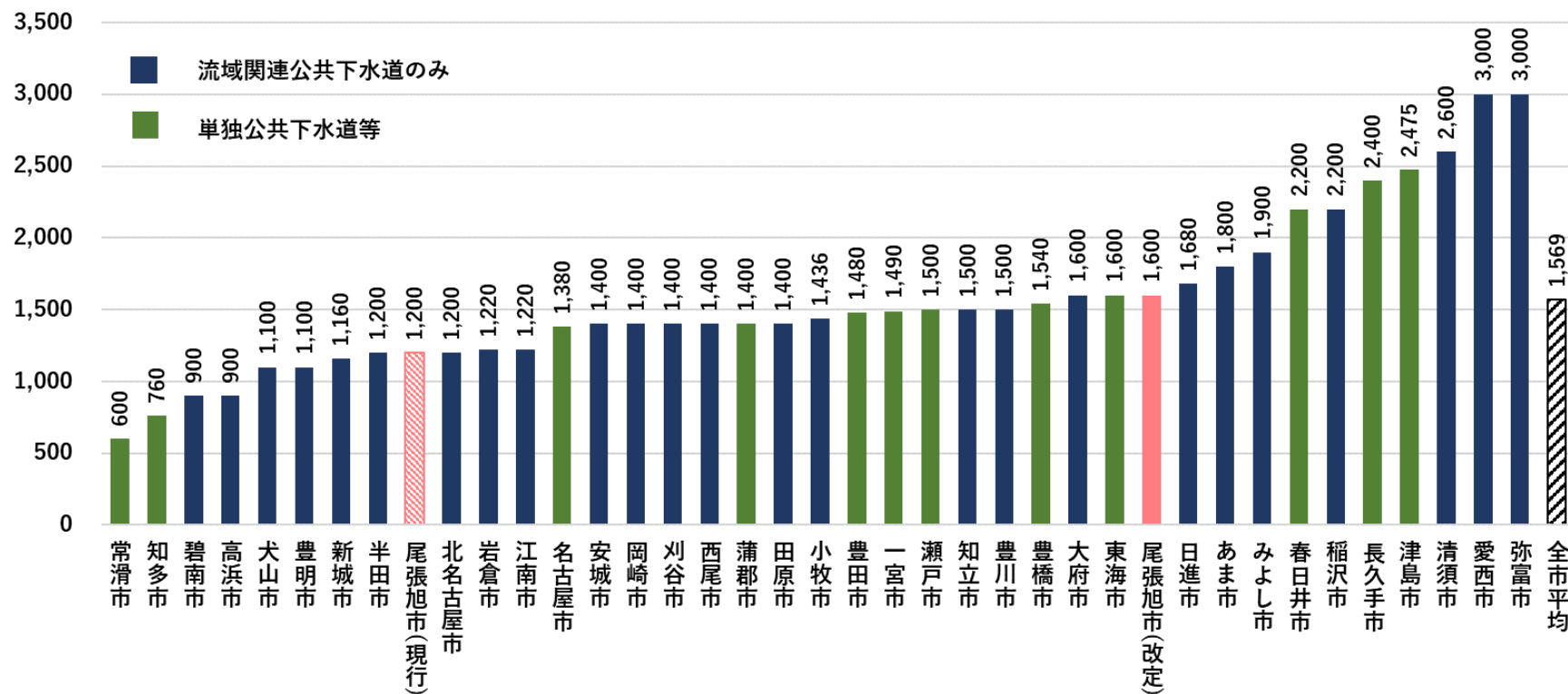


水量が少ないほど増加率が大きいのので、小口使用者ほど負担の増加が大きくなる

(12) 他都市との比較



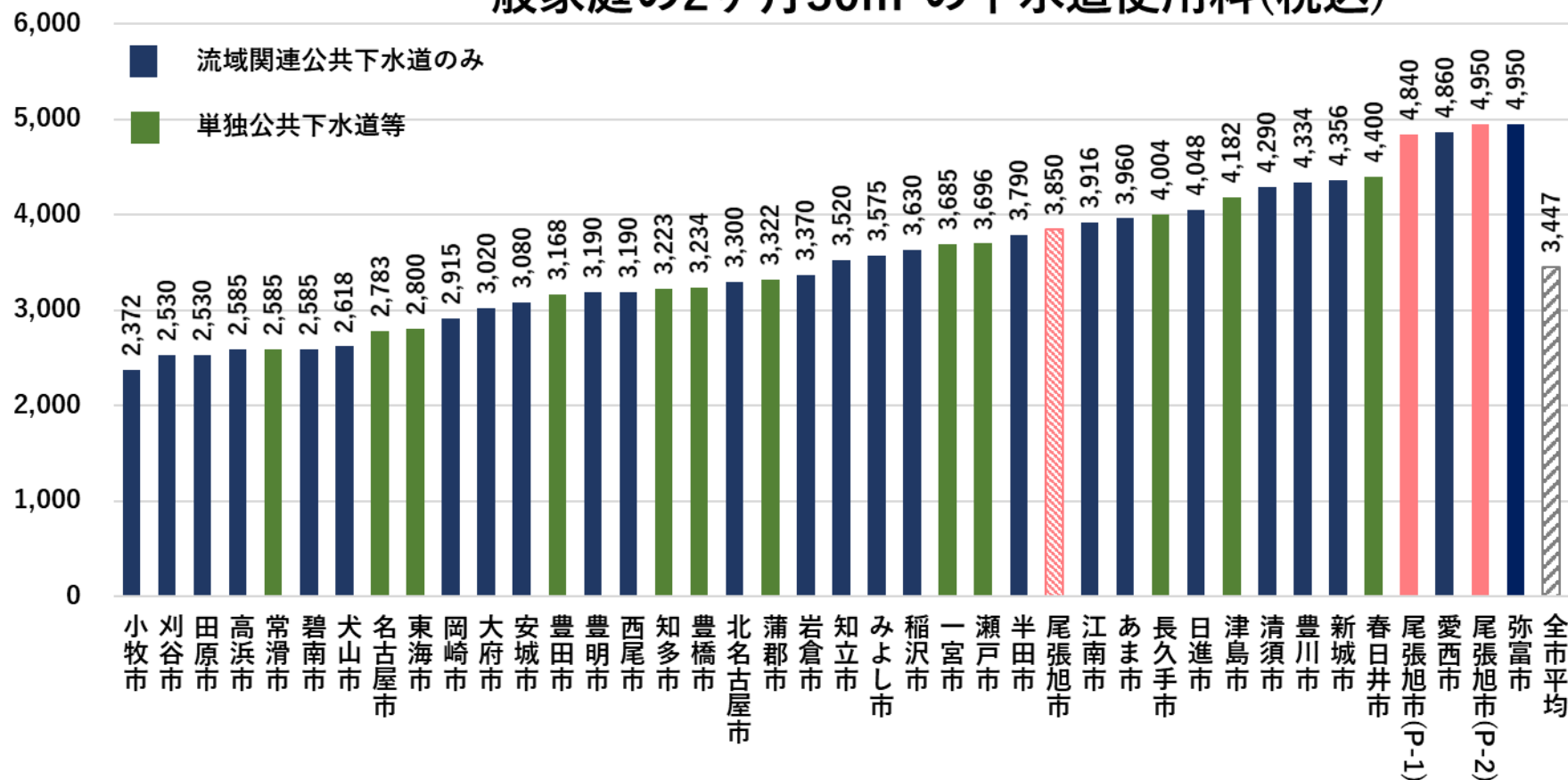
基本使用料（2ヶ月,税抜）の愛知県全市との比較



(12) 他都市との比較



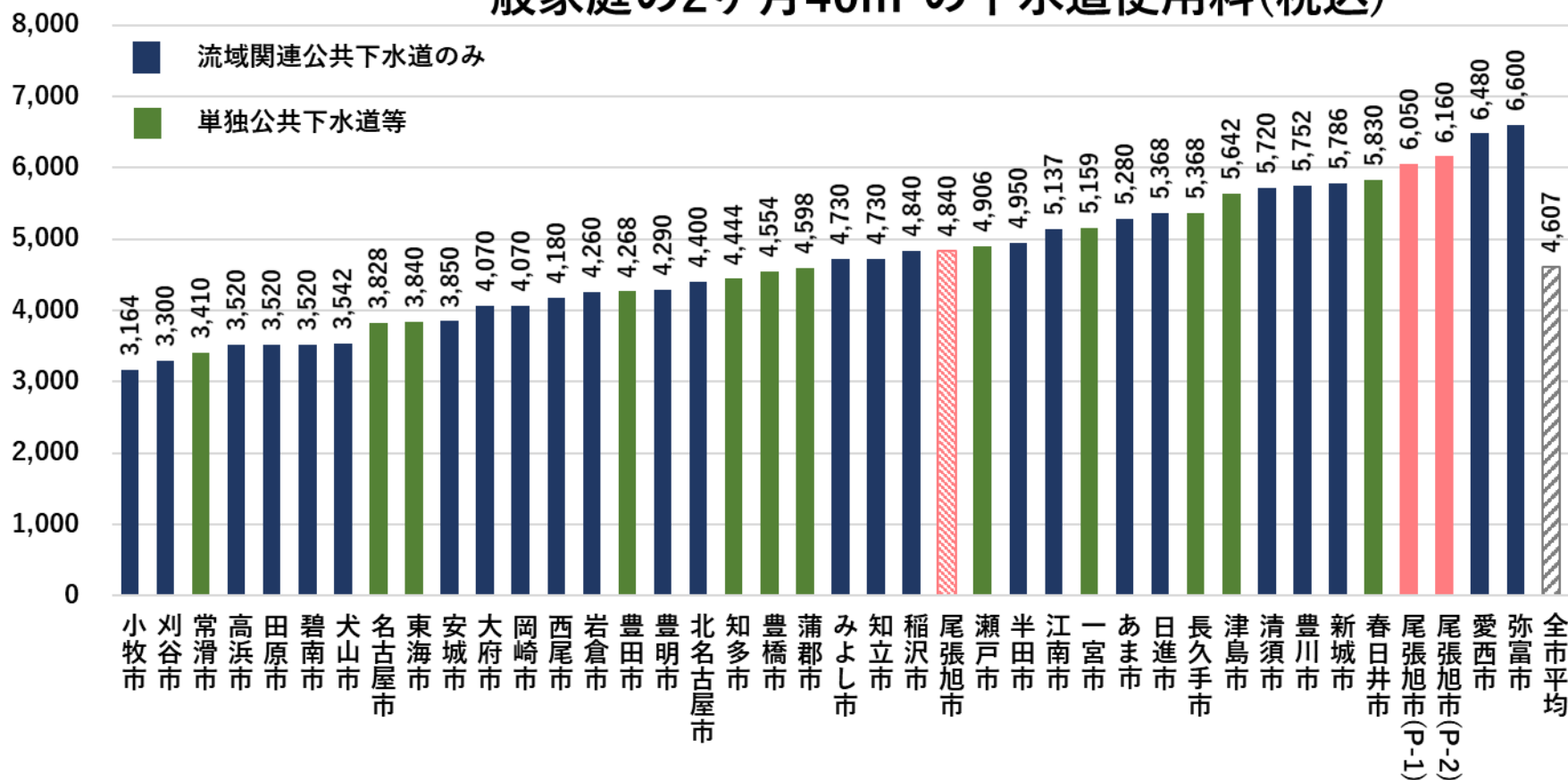
一般家庭の2ヶ月30m³の下水道使用料(税込)



(12) 他都市との比較



一般家庭の2ヶ月40m³の下水道使用料(税込)



(12) 他都市との比較



一般家庭の2ヶ月50m³の下水道使用料(税込)

